

モニタ規約

第1条 総則

1. 本規約は、ワイメアアプリアンドサービシーズ（以下「当方」といいます。）が行うユーザエクスペリエンスリサーチその他の調査活動全て（以下「本リサーチ」といいます。）に関して、第2条に従って当方がモニタとして承認した対象者（以下「モニタ」といいます。）と当方との間における契約関係を定めるものです。
2. 本規約は当方がモニタに対して行うインタビュー、アンケートその他の調査すべてに適用されます。なお、当方はモニタに対して調査の対象となる機会を保証し、または調査の対象となる権利を付与するものではありません。
3. 当方は本規約のほか、個々の調査に関して適用される規約（以下「個別規約」といいます。）を定めることができます。
4. 当方が適当と判断する手段にて、制定、変更または修正の都度ホームページで周知する諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、個別規約とともにモニターはこれを承認し、遵守するものとしします。
5. 当方は、モニタの事前の承諾を得ることなく、本規約、個別規約および諸規定を任意に改定することができるものとしします。
6. 本規約の改訂はホームページで周知することによって、効力を生じるものとしします。モニタは改訂後も本リサーチへの参加を続けることにより、当該改訂に承諾したものとみなされることを、予め承諾します。
7. 個々のリサーチに関して、個別規約に本規約の定めと異なる規定がある場合、個別規約の規定が優先して適用されるものとしします。
8. モニタ登録希望者によるモニタ登録手続きが完了し、当方によるモニタ登録の承認が完了した時点でモニタは本規約に同意したものとみなされ、以後、本規約はモニタに対して適用されるものとしします。

第2条 モニタ

1. モニタ登録希望者がモニタとなるには、本規約に同意の上、当方所定の登録手続きを全て完了し、当方の承認を得ることが必要です。なお、モニタ登録希望者が以下に該当する場合はモニタ登録をすることができないものとしします。
 - a. 年齢が20歳未満の場合
 - b. 既に登録されているモニタと同一のメールアドレスを利用してモニタ登録する場合
 - c. インターネット調査サービスを提供している企業・マスコミ・出版・広告代理店・コンサルティング会社に関係する職業に従事されている本人またはその家族の方がモニタ登録する場合
 - d. 登録手続きにおいて当方に申告した情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れがあると当方が判断した場合
 - e. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味します。以下同じとします。）である、または資金提供その他の方法により反社会的勢力等と何らかの交流または関与を行っている」と当方が判断した場合
 - f. 過去に当方との契約に違反した方またはその関係者であると当方が判断した場合
 - g. その他当方が登録を不適當と判断した場合
2. 当方は、モニタが前項各号に該当する場合には、モニタ登録後であってもモニタ登録の取り消しまたはモニタ資格の抹消を行うことができるものとしします。
3. モニタ登録希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人である場合は、法定代理人の同意を得たうえでモニタ登録を行うものとしします。

第3条 モニタの登録方法

1. モニタ登録手続きは、モニタ登録希望者本人が行うものとし、代理による登録は一切認められないものとしします。

2. モニタ登録希望者は、本規約に同意の後、当方指定のフォームもしくはEメールにおいて、当方が指定する必要事項を入力の上モニタへの登録を行うものとします。当方は、モニタ登録を承認した対象者に対して、Eメールその他の手段で通知します。
3. モニタは、モニタ登録の際に申告する登録情報の全ての項目に関して、いかなる虚偽の申告をも行ってはならないものとします。
4. モニタは、複数の登録をしてはならないものとします。登録情報より同一であると当方が総合的、合理的に判断する場合、モニタ登録の削除、モニタ資格の抹消を行うことができるものとします。
5. 当方は、本人性や申告内容の真実性を確認することが合理的に必要と判断した場合、本人確認書類その他の資料の提出を要求することがあります。モニタは、そのことをあらかじめ了承し、当方の要求に応ずるものとします。

第4条 登録情報の変更手続き

1. モニタは、住所、電話番号その他の登録情報について変更が生じた場合は、速やかに当方所定の変更手続きを行えるものとします。
2. モニタは、モニタ登録後当方が定期的に行う登録情報の更新手続きに関して、当方指定の期間内に更新手続きを行うものとします。なお、当該期間内に更新手続きを行わず、連絡がとれない場合、モニタ登録を抹消する場合があります。

第5条 モニタの禁止行為

1. モニタは、以下に該当する行為またはその恐れのある行為を行ってはならないものとします。
 - a. 公序良俗に反する行為
 - b. 法律、条例その他の法令に違反する行為
 - c. 当方、他のモニタまたは第三者の著作権、肖像権、プライバシー、財産などを侵害する行為
 - d. 当方、他のモニタまたは第三者を誹謗、中傷する行為
 - e. 当方、他のモニタまたは第三者に不利益を与える行為
 - f. 本リサーチの運営を妨害する行為
 - g. 虚偽または事実に反する情報の登録または回答をする行為
 - h. 当方が承認していない営業行為
 - i. 同一人物による重複モニタ登録、またはなりすまし登録をする行為
 - j. 不正回答行為
 - k. 資金提供その他の方法により反社会的勢力等と何らかの交流または関与をもつ行為
1. その他、当方が不相当と判断する行為

第6条 モニタの守秘義務

1. モニタは、本リサーチの実施、本リサーチの概要または内容、個々の質問事項、回答内容、それらから知り得た情報など本リサーチに係る一切の情報について、これを回答したか否かを問わず、守秘義務を負います。
2. 前項でいう守秘義務とは、本リサーチにかかる一切の情報および本リサーチで接するテキストデータ、画像データ、動画データその他すべてのデータをいかなる手段・方法によっても当方およびモニタ本人以外の第三者へ開示または漏えいせず、かつアンケートへの回答以外のいかなる目的にも使用・転用しない義務を含みますが、これらに限定されません。
3. 本条に定めるモニタの守秘義務は、第10条所定の登録解除手続き完了後または第11条所定のモニタ資格の抹消後においても存続するものとします。

第7条 電子メールの送受信

1. モニタは、モニタとして当方と電子メールの送受信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとします。

2. 登録情報の内容と異なるメールアドレスにて送受信を行ったことにより当該モニタに不利益または損害が発生した場合であっても、当方はその責任を負わないものとします。
3. モニタは、当方からの電子メールに対して返信するにあたっては、当方が別途指定する方法により返信するものとします。
4. モニタが当方指定の方法と異なる方法で返信を行ったことにより当該モニタに不利益または損害が発生した場合であっても、当方はその責任を負わないものとします。
5. モニタが発信する電子メールの本文中の記載内容に関して、当方は一切責任を負わないものとします。
6. 当方からモニタに対して発信された電子メールまたはモニタから当方に対して発信された電子メールの遅延、不達等により当該モニタに不利益または損害が発生しても、当方はその責任を負わないものとします。
7. 当方からモニタに対して発信された電子メールが不達となる状態が一定期間続いた場合、当方はモニタの承諾を得ることなくメール配信を一時停止し、またはモニタ資格を抹消することができるものとします。
8. 当方から特定のモニタに対して発信された電子メールの内容については、当該モニタのみに通知された内容であることから、当方より別段の定めがある場合を除き、当該モニタは、その内容を当方およびモニタ本人以外の第三者に転送または不特定多数に公表するなどの行為を行ってはならないものとします。

第8条 回答に対する報酬

1. 当方は、調査に対する回答の報酬として、モニタに対し、謝礼・金券・景品等を提供する場合があります。ただし、これらは当方が任意に提供するものであって、当方はモニタに対して報酬を提供する義務を負うものではありません。
2. 第1項に定める報酬の種類、提供方法および提供期間は、調査の内容ごとに当方が別途定めるものとします。
3. 景品等の抽選を行う場合は、当方が別途定める方法で行うものとします。
4. 景品等の発送先は、日本国内かつ当方に登録されているモニタの現住所へのみ発送するものとします。モニタの登録情報の不備が原因で景品等が未着になった場合には、当方はその一切の責任を負わないものとし、再発送も行わないものとします。
5. 当方は、モニタの登録情報の不備が原因でモニタ指定の銀行口座へ送金出来なかった場合、一切その責任を負わないものとします。

第9条 権利の帰属

1. 当方がモニタに対して配信するすべての情報に関する著作権その他一切の権利は、当方その他事業者が保有するものであって、情報の提供によりモニタに対してこれら権利を付与するものではありません。モニタは当該情報を当方の許可なく利用してはならないものとします。
2. モニタは、本リサーチにおけるモニタの回答その他すべての情報（以下「回答情報」といいます。）に係る著作権その他一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）を当方に譲渡するものとし、当方は、回答情報を自由に選択、修正および編集することができるものとします。なお、モニタは、当該著作権に係る著作者人格権を当方および第三者に対して行使しないものとします。
3. 当方または当方が指定する者は、回答情報を利用し、またはモニタの承諾を得ることなく第三者に対して回答情報を開示・提供することができるものとします。

第10条 登録解除

1. モニタは、当リサーチ登録を解除する場合、当方所定の手続きに従い解除するものとします。モニタによる解除手続きの完了をもって解除が成立するものとし、当方は当該解除成立後モニタに対する報酬提供手続きならびにモニタからの各種問い合わせへの照会などを目的として、モニタ登録手続きの際に登録された個人情報等を一定期間保有した後、削除するものとします。
2. モニタは、退会を行った場合、自己が退会の時点で保有するモニタの一切の地位を失うものとし、当方に対して何らの請求権を有しないものとします。

第11条 モニタ資格の一時停止・抹消

1. モニタが以下のいずれかに該当する場合、当方は、事前のモニタによる承諾を得ることなく、調査を停止し、またはモニタ資格を一時停止もしくは抹消することができるものとします。
 - a. 第2条第1項各号のいずれかに該当することが発覚した場合
 - b. 第5条の禁止行為に違反した場合
 - c. 前各号の他、本規約、個別規約または本規則のいずれかに違反した場合
 - d. アンケート調査に対する不正矛盾回答、重複登録、なりすまし登録その他の不正な行為またはその恐れのある行為があったと当方が判断した場合
 - e. その他、アンケート調査配信を停止し、またはモニタ資格を一時停止もしくは抹消することが妥当であると当方が判断した場合
2. 当方が調査配信を停止し、またはモニタ資格を一時停止もしくは抹消する場合、本リサーチに関して当該モニタが保有する全ての地位を一時停止または抹消することができるものとします。かかる場合、当方は、当該モニタに対して調査配信の停止またはモニタ資格の一時停止もしくは抹消の通知をする義務を負わず、また当該モニタからの当該措置に関連する問い合わせに対してその理由などを回答する義務を一切負わないものとし、モニタはあらかじめこれを了解するものとします。
3. 当方がモニタ資格を抹消する場合は、当該モニタの個人を識別できる情報およびモニタ登録手続きの際に登録されたモニタ登録情報を一定期間保有した後、削除するものとします。

第12条 責任

1. 本リサーチに関連して、当方の故意または重過失に基づく場合を除いて、モニタに発生した不利益、損害について当方は一切その責任を負わないものとします。
2. 当方は、通信回線やコンピュータなどの障害による調査の中断、遅延、中止、データの消失、データへの不正アクセスによりモニタに生じた損失、損害などについて、一切の責任を負わないものとします。
3. モニタが本規約、個別規約または本規則に違反し、当方あるいは第三者に損害を与えた場合、モニタはそれまでに当方から提供を受けた全ての報酬を直ちに当方に対して返還するとともに、当方または当該第三者に対して損害を賠償しなければならないものとします。

第13条 個人情報など

1. 当方は、モニタの個人情報を「個人情報保護方針」に則り、改ざん、漏洩、不正なアクセスなどが起きないように、厳重に管理し、予防および安全対策を講じます。
2. 当方は、モニタの個人情報を市場調査、アプリのデザイン・仕様等の変更や改善、当方商品やサービスのマーケティングに限って利用し、これ以外の目的に使用することはありません。
3. モニタから回収したアンケート結果は特定の個人が識別できないように統計処理し、利用することがあります。
4. モニタは、当調査に参加する場合、当方がモニタの姿の観察、ビデオ撮影、発言内容の録音を行うことがあることを予め承するものとします。この過程で採取、記録された映像・画像及び音声記録、付随する文書資料等は当方に帰属し、モニタは、当方がこれらをマーケティング施策に利用することがあることを予め承するものとします。また、これらの記録媒体の編集を外部に依頼することがあります。
5. 当方はその他の組織及び委託業者との間に個人情報等の取扱いについて機密保持契約を締結し、これを遵守します。

第14条 専属的合意管轄裁判所

1. 当方とモニタの間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

制定：平成27年 10月 10日

私は、上記に関し内容を理解し、それに同意いたします。